

「ソフトバンク BB サービス規約」新旧対照表

| 改訂前(2011 年 9 月 22 日付) | 改訂後(2011 年 12 月 1 日付) |
|--|--|
| <p>第30条(契約期間および解除料)</p> <p>1. Yahoo! BB ホワイトプランに関しては、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。Yahoo! BB ホワイトプランの契約期間は申込日によって異なります。</p> <p><2009年3月11日以前に申し込みを行った会員></p> <p>(1)新規にYahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、第7条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して24ヵ月後の月末までを契約期間とします。</p> <p>(2)Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスからYahoo! BB ホワイトプラン(a)にサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の7営業日後が属する月の翌月から起算して24ヵ月後の月末までを契約期間とします。</p> <p>(3)契約期間が経過する前に、Yahoo! BB ホワイトプランの利用契約を解約した場合、会員は解除料5,250円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p> <p><2009年3月12日以降に申し込みを行った会員></p> <p>(1)新規にYahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、第7条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して24ヵ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>(2)Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスからYahoo! BB ホワイトプラン(a)にサービス変更をした場合は、当社がサービ</p> | <p>第30条(契約期間および解除料)</p> <p>1. Yahoo! BB ホワイトプランに関しては、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。Yahoo! BB ホワイトプランの契約期間は申込日によって異なります。</p> <p><2009年3月11日以前に申し込みを行った会員></p> <p>(1)新規にYahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、第7条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して24ヵ月後の月末までを契約期間とします。</p> <p>(2)Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスからYahoo! BB ホワイトプラン(a)にサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の7営業日後が属する月の翌月から起算して24ヵ月後の月末までを契約期間とします。</p> <p>(3)契約期間が経過する前に、Yahoo! BB ホワイトプランの利用契約を解約した場合、会員は解除料5,250円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p> <p>(4)当社が提供する各サービスの解除料が同月内に重複して発生する場合、10,500円を上限金額として当社に対して支払うものとします。ただし、「BBTV年割プラン」の解除料は上限金額の対象外となります。</p> <p><2009年3月12日以降に申し込みを行った会員></p> <p>(1)新規にYahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、第7条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して24ヵ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかつ</p> |

ス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとします。

(3)契約期間の満了月以外の月に、Yahoo! BB ホワイトプランの利用契約を解約した場合、会員は解除料 9,975 円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

2. Yahoo! BB ホワイトプランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月 1 日をもって Yahoo! BB ホワイトプランの契約が解除されるものとします。

3. 第23条の2に定める利用休止期間中は契約期間に含まれず、契約期間の満了月は利用休止月数に応じて 1 ヶ月単位で延長するものとします。また、会員が月の途中で Yahoo! BB ホワイトプランの利用を再開した場合、当該月は契約期間に含まれないものとします。

た場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。

(2)Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスから Yahoo! BB ホワイトプラン(a)にサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとします。

(3)契約期間の満了月以外の月に、Yahoo! BB ホワイトプランの利用契約を解約した場合、会員は解除料 9,975 円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

(4)当社が提供する各サービスの解除料が同月内に重複して発生する場合、10,500 円を上限金額として当社に対して支払うものとします。ただし、「BBTV 年割プラン」の解除料は上限金額の対象外となります。

2. Yahoo! BB ホワイトプランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月 1 日をもって Yahoo! BB ホワイトプランの契約が解除されるものとします。

3. 第23条の2に定める利用休止期間中は契約期間に含まれず、契約期間の満了月は利用休止月数に応じて 1 ヶ月単位で延長するものとします。また、会員が月の途中で Yahoo! BB ホワイトプランの利用を再開した場合、当該月は契約期間に含まれないものとします。

第35条(契約期間および解除料)

1. Yahoo! BB バリ ュープランに関しては、以下に定める 期間を契約期間として提供されるものとします。

(1)新規に Yahoo! BB バリ ュープランの申し込みをした場合は、第7条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。

(2)Yahoo! BB バリ ュープラン以外の本サービスから Yahoo! BB バリ ュープランにサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとします。

(3)契約期間の満了月以外の月に、Yahoo! BB バリ ュープランの利用契約を解約した場合、会員は解除料 9,975 円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

2. Yahoo! BB バリ ュープランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月1日をもって Yahoo! BB バリ ュープランの契約が解除されるものとします。

3. 第23条の2に定める利用休止期間中は契約期間に含まれず、契約期間の満了月は利用休止月数に応じて 1 ヶ月単位で延長するものとします。また、会員が月の途中で Yahoo! BB バリ ュープランの利用を再開した場合、当該月は契約期間に含まれないもの

第35条(契約期間および解除料)

1. Yahoo! BB バリ ュープランに関しては、以下に定める 期間を契約期間として提供されるものとします。

(1)新規に Yahoo! BB バリ ュープランの申し込みをした場合は、第7条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。

(2)Yahoo! BB バリ ュープラン以外の本サービスから Yahoo! BB バリ ュープランにサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月から起算して 24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとします。

(3)契約期間の満了月以外の月に、Yahoo! BB バリ ュープランの利用契約を解約した場合、会員は解除料 9,975 円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

(4)当社が提供する各サービスの解除料が同月内に重複して発生する場合、10,500 円を上限金額として当社に対して支払うものとします。ただし、「BBTV 年割プラン」の解除料は上限金額の対象外となります。

2. Yahoo! BB バリ ュープランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、当社がサービス変更を承諾した日の 7 営業日後が属する月の翌月1日をもって Yahoo! BB バリ ュープランの契約が解除されるものとします。

3. 第23条の2に定める利用休止期間中は

| | |
|-------|---|
| とします。 | 契約期間に含まれず、契約期間の満了月は利用休止月数に応じて1ヵ月単位で延長するものとします。また、会員が月の途中でYahoo! BB バリ ュープランの利用を再開した場合、当該月は契約期間に含まれないものとします。 |
|-------|---|

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

| 改訂前(2011 年 10 月 3 日付) | 改訂後(2011 年 12 月 1 日付) |
|--|--|
| <p>第 12 条(最低利用期間および解除料)</p> <p>1.本サービスは、第 5 条第 1 項に定める契約成立日の属する月から起算して 24ヵ月後の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。</p> <p>2.会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前に利用契約が終了した場合、会員は解除料として 5,250 円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、最低利用期間の最終月に解約した場合、解除料は免除するものとします。</p> | <p>第 12 条(最低利用期間および解除料)</p> <p>1.本サービスは、第 5 条第 1 項に定める契約成立日の属する月から起算して 24ヵ月後の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。</p> <p>2.会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前に利用契約が終了した場合、会員は解除料として 5,250 円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、最低利用期間の最終月に解約した場合、解除料は免除するものとします。</p> <p>3.当社が提供する各サービスの解除料が同月内に重複して発生する場合、10,500 円を上限金額として当社に対して支払うものとします。</p> |

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

| 改訂前(2011 年 10 月 3 日付) | 改訂後(2011 年 12 月 1 日付) |
|------------------------|------------------------|
|------------------------|------------------------|

| | |
|--|---|
| <p>第12条(最低利用期間および解除料)</p> <p>1.本サービスは、第5条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して24ヵ月後の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。</p> <p>2.会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,250円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、最低利用期間の最終月に解約した場合、解除料は免除するものとします。</p> | <p>第12条(最低利用期間および解除料)</p> <p>1.本サービスは、第5条第1項に定める契約成立日の属する月から起算して24ヵ月後の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。</p> <p>2.会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,250円を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、最低利用期間の最終月に解約した場合、解除料は免除するものとします。</p> <p>3.当社が提供する各サービスの解除料が同月内に重複して発生する場合、10,500円を上限金額として当社に対して支払うものとします。</p> |
|--|---|

「無線LAN地デジパックサービス利用規約」新旧対照表

| 改訂前(2011年10月3日付) | 改訂後(2011年12月1日付) |
|--|---|
| <p>第7条(解除料)</p> <p>本サービスは、第4条第3項に定める課金開始日の属する月から起算して、24ヵ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。なお、契約期間の満了月以外に本サービスの利用契約を終了した場合、会員は当社に解除料として5,250円を支払うものとします。</p> | <p>第7条(解除料)</p> <p>1.本サービスは、第4条第3項に定める課金開始日の属する月から起算して、24ヵ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。なお、契約期間の満了月以外に本サービスの利用契約を終了した場合、会員は当社に解除料として5,250円を支払うものとします。</p> <p>2.当社が提供する各サービスの解除料が同月内に重複して発生する場合、10,500円を上限金額として当社に対して支払うものとします。</p> |

「接続機器レンタル規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用)」新旧対照表

| 改訂前(2011 年 5 月 16 日付) | 改訂後(2011 年 12 月 1 日付) |
|---|--|
| <p>第2 条(接続機器のレンタル)</p> <p>2 . 以下の場合において、光 BB ユニットのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。</p> <p>(1)光 BB ユニットのレンタルの申し込みを行った場合。</p> <p>(2)BB フォンの申し込みを行った場合。</p> <p>(3)無線LANカードのレンタルの申し込みを行った場合。</p> <p>(4)東日本電信電話株式会社(以下「 NTT 東日本」といいます。) または西日本電信電話株式会社(以下「 NTT 西日本」といいます。) の提供するひかり 電話サービスが利用可能となる機能(以下「 ひかり 電話機能」といいます。) の申し込みを行った場合。</p> <p>なお、無線LANカードのみのレンタル、BB フォンの単独での申し込み、ひかり 電話機能単独での申し込みはできず、光 BB ユニットのレンタルも必要になるものとします。</p> | <p>第2 条(接続機器のレンタル)</p> <p>2 . 以下の場合において、光 BB ユニットのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。</p> <p>(1)光 BB ユニットのレンタルの申し込みを行った場合。</p> <p>(2)BB フォンの申し込みを行った場合。</p> <p>(3)無線LANカードのレンタルの申し込みを行った場合。</p> <p>(4)東日本電信電話株式会社(以下「 NTT 東日本」といいます。) または西日本電信電話株式会社(以下「 NTT 西日本」といいます。) の提供するひかり 電話サービスが利用可能となる機能(以下「 ひかり 電話機能」といいます。) の申し込みを行った場合。</p> <p>(5)無線LAN地デジパックサービスの申し込みを行なった場合。</p> <p>なお、無線LANカードのみのレンタル、BB フォンの単独での申し込み、ひかり 電話機能単独での申し込み、無線LAN地デジパックサービス単独での申し込みはできず、光 BB ユニットのレンタルも必要になるものとします。</p> |
| <p>第3 条 (接続機器のレンタル契約の成立及び終了)</p> <p>5 . (i) 会員が会員たる 地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、接続機器のレンタル契約が終了した場合、または(iii) Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、接続機器のレンタ</p> | <p>第3 条 (接続機器のレンタル契約の成立及び終了)</p> <p>5 . (i) 会員が会員たる 地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、接続機器のレンタル契約が終了した場合、または(iii) Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、接続機器のレンタ</p> |

| | |
|---|--|
| <p>ル契約が成立しなかった場合には、本規約に基づく接続機器のレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。但し、BBフォンもしくはBBコミュニケーターの利用契約、ひかり電話機能の利用契約、または無線LANカードのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光BBユニットのレンタル契約は終了しないものとします。</p> | <p>ル契約が成立しなかった場合には、本規約に基づく接続機器のレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。但し、BBフォンもしくはBBコミュニケーターの利用契約、ひかり電話機能の利用契約、無線LANカードのレンタル契約、または無線LAN地デジパックサービス利用契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光BBユニットのレンタル契約は終了しないものとします。</p> |
| <p>第10条 接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、ソフトバンクBB光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。ただし、接続機器のうち、無線機能内蔵型の光BBユニットのレンタルを受けている会員が、無線LANカードのレンタル契約のみを解約し、無線LAN機能内蔵型の光BBユニットのレンタル契約を継続する場合やひかり電話機能を利用している会員が、ひかり電話機能の利用契約のみを解約し、光BBユニットのレンタル契約を継続する場合はこの限りではありません。なお、接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> | <p>第10条 接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、ソフトバンクBB光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。ただし、接続機器のうち、無線機能内蔵型の光BBユニットのレンタルを受けている会員が、無線LANカードのレンタル契約のみを解約し、無線LAN機能内蔵型の光BBユニットのレンタル契約を継続する場合やひかり電話機能を利用している会員が、ひかり電話機能の利用契約のみを解約し、光BBユニットのレンタル契約を継続する場合、または無線LAN地デジパックサービスを利用している会員が、無線LAN地デジパックサービス利用契約のみを解約し、光BBユニットのレンタル契約を継続する場合はこの限りではありません。なお、接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> |

「公衆無線 LAN 利用規約」新旧対照表

| 改訂前(2011 年 4 月 21 日付) | 改訂後(2011 年 12 月 1 日付) |
|--|---|
| <p>第21条 無線LANパックセット 値引きに関する特約)</p> <p>1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社の定める「接続機器レンタル規約」に基づき提供する無線LANカードのレンタル契約の申し込みを行った場合、本サービスの月額利用料金を値引きします。</p> <p>2. 前項に定める値引きは、次の各号の定めに従い適用するものとします。</p> <p>(1) 無線LANカードのレンタル契約申込日が本サービスの課金開始日よりも早い場合、本サービスの課金開始月から適用。</p> <p>(2) 本サービスの課金開始日が無線LANカードのレンタル契約申込日よりも早い場合は、無線LANカードのレンタル契約申込日の属する月から適用。</p> <p>3. 前2項の値引きは、会員が無線LANカードのレンタル契約の申し込みを取り消し、または事由の如何を問わず無線LANカードのレンタル契約が終了した場合は、当該取り消し月または契約終了月をもって終了します。</p> | <p>第21条 無線LANパック／無線LAN地デジパックセット 値引きに関する特約)</p> <p>1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社の定める「接続機器レンタル規約／接続機器レンタル規約(Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用)」に基づき提供する無線LANカードのレンタル契約の申し込みを行った場合、または「無線LAN地デジパックサービス利用規約」に基づき提供する無線LAN地デジパックサービスの利用契約の申し込みを行なった場合、本サービスの月額利用料金を値引きします。</p> <p>2. 前項に定める値引きは、次の各号の定めに従い適用するものとします。</p> <p>(1) 無線LANカードのレンタル契約、または無線LAN地デジパックサービスの利用契約の申込日が本サービスの課金開始日よりも早い場合、本サービスの課金開始月から適用。</p> <p>(2) 本サービスの課金開始日が無線LANカードのレンタル契約、または無線LAN地デジパックサービスの利用契約の申込日よりも早い場合は、無線LANカードのレンタル契約、または無線LAN地デジパックサービスの利用契約の申込日の属する月から適用。</p> <p>3. 前2項の値引きは、会員が無線LANカードのレンタル契約、または無線LAN地デジパックサービスの利用契約の申し込みを取り消し、または事由の如何を問わず無線LANカードのレンタル契約、または無線LAN</p> |

| | |
|--|---|
| | AN地デジパックサービスの利用契約が終了した場合は、当該取り消し月または契約終了月をもって終了します。 |
|--|---|